

# 居宅介護支援重要事項説明書

社会福祉法人こしば福祉会

介護老人保健施設トマト

居宅介護支援センター

# 重要事項説明書

あなたに対する介護保険サービス提供の開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業所概要

事業所名称	社会福祉法人こしば福祉会 介護老人保健施設トマト居宅介護支援センター
所在地	津市殿村860番地2
代表者氏名	理事長 山口 和夫
介護保険事業者番号	2450580010
電話番号	059-237-5050

## 2 事業の目的と運営の方針

### (事業の目的)

この事業は、介護保険制度下での居宅介護支援事業であり、利用者がおかれている環境等に応じて利用者自身の選択に基づく保健・医療・福祉サービスを効率的に提供することを目的とします。

### (運営の方針)

- ・ 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した日常生活ができるよう配慮しながら行います。
- ・ 利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮しながら行います。
- ・ 利用者提供される居宅サービスは、公正、中立に行います。
- ・ 運営にあたっては、関係機関と連携しながら行います。

## 3 通常の事業の実施地域

津市 (運営可能な範囲)

## 4 営業日と営業時間

営業日	月曜～土曜 但し、国民の祝日及び年末年始 (12月30日～1月3日)を除く。
営業時間	8:30～17:30

## 5 職員体制

管理者	1人 (兼務)
介護支援専門員	常勤2人

## 6 サービスの内容

- 利用者の心身の状態や置かれている環境等を考慮した上で、課題分析を行い、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- 居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行います。
- 利用者の要介護認定に係わる申請に関して意思を踏まえた上で業務を代行します。
- サービスの提供が支障なく行われるようサービス提供機関との連絡・調整をはかります。
- 利用者が自宅での生活を続ける事が困難になった場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介を行います。

## 7 公正中立な居宅サービス

- 居宅サービスを開始するにあたり複数の事業所紹介を行います。
- 利用者は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、ケアプランに位置付けた事業所の理由を求めることも可能です。
- 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、別紙1のとおりです。  
なお、介護サービス情報公表制度において公表します。

## 8 医療機関との連携

入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関にお伝えしていただくようお願い致します。

## 9 利用料金

介護認定を受けられた方は、当居宅支援事業所から受ける相談等のサービスについては介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

## 10 守秘義務

業務上で知りえた利用者および家族に関する情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等においても利用者および家族の個人情報を用いません。

## 11 苦情処理

当事業所におけるサービスに対しての苦情やご相談については次の担当までお申し付けください。または、備え付けの用紙に管理者宛の文章で、玄関

受付カウンターに設置する「ご意見箱」に投函してください。

事業所相談窓口	社会福祉法人こしば福祉会 (苦情処理担当)	電話 059-237-5050
苦情受付機関	津市役所 介護保険課	電話 059-229-3149
	三重県国民健康保険団体連合会 (苦情相談窓口)	電話 059-222-4165

## 12 利用契約の解除

- ・ 当事業所は、居宅介護支援の提供において、利用者様、利用者様の家族の著しい背信行為、反社会的行為又はハラスメント（注）により、契約を継続することが困難となった場合、この契約を解除することができます。

（注）ハラスメント（いやがらせ・いじめ）とは、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・マタニティハラスメント・カスタマーハラスメント等を意味します。

## 13 業務継続計画の策定

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画書を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ・ 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・ 業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

## 14 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- ・ 感染症が発生又はまん延しないように、事業所の感染マニュアルに基づき、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を月1回以上開催し、その結果について介護支援専門員に周知徹底します。
- ・ 介護支援専門員に対して、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- ・ その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を実施します。

## 15 虐待の防止

- ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、事業所の虐待対応マニュアルに基づき、事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について介護支援専門員に周知徹底します。
- ・ 介護支援専門員に対して、虐待防止のための研修会を定期的実施します。

- その他虐待防止のために必要な措置を実施します。

16 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者および関係各機関ならびに家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

17 利用者は、身元引受人を選任してこの契約を締結させることができます。

また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 身元引受人の選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

18 サービス利用に関する留意事項

事業所が交付するサービス利用票、居宅サービス計画書等は、利用者の介護に関する重要な書類なので契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

令和 年 月 日

介護老人保健施設トマト居宅介護支援センターは、居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項及び別紙1について説明いたしました。

津市殿村860番地2

介護老人保健施設トマト居宅介護支援センター

説明者 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて重要事項及び別紙1についての説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所  
氏名

身元引受人 住所  
氏名